

入 札 条 件

(東地区・西地区共通)

- 1 組立等が伴う製品については、使用できる状態で設置すること。
- 2 入札額には、送料・搬入・組立など納品に係るすべての費用を含むこと。

※消費税及び地方消費税は含めない。

- 3 納品の際に生じる梱包等に使用されたダンボール、発泡スチロール、プラスチック（ポリエチレンの袋等）等は撤去すること。
- 4 基準物品に替えて、同等品で入札に臨む場合は、次のことに注意すること。
 - (1) 基準物品の機能及び規格等を満たすこと。
 - (2) 定価が基準物品の95%以上のものであること。
 - (3) 現行販売製品で確実に納品可能な製品であること。
※契約後に、その製品の納品延期や調達困難な状況がないよう注意すること。
 - (4) 「同等品確認明細書」を提出する際は、機能や仕様等を満たす根拠となるカタログ等の写しを添付すること。

※「同等品確認明細書」提出期限：令和7年8月25日（月）午後5時